

## 横浜市フードドライブ物品貸出取扱要綱

制 定 令和2年9月15日

最近改正 令和6年3月19日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の食品ロス削減の取組としてフードバンク・フードドライブ活動を支援、推進することを目的とし、資源循環局が保有する、フードドライブ実施時に必要となる物品（以下「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (貸出物品)

第2条 この要綱により貸し出す物品は、次のとおりとする。

- (1) 食品回収ボックス
- (2) のぼり旗（ポール無）
- (3) のぼり旗（卓上型）
- (4) 表示板データ（データでの提供）

### (貸出対象者)

第3条 物品の貸出し対象者は、市内に所在する企業又は市内で活動する団体（自治会、町内会、学校、商店街、任意の活動グループ等）とする。

### (貸出回数及び期間)

第4条 貸出しは、年2回までとし、1回の期間は最長3か月とする。

### (個数制限)

第5条 貸出しは、1団体につき食品回収ボックス3台まで、のぼり旗（ポール無）3枚まで、のぼり旗（卓上型）3個までとする。

### (使用料)

第6条 使用料は物品の数に限らず無償とする。

### (申請手続)

第7条 物品の貸出しを希望する場合は、貸出しを希望する日から14日前までに横浜市電子申請・届出システム（以下「システム」という。）から申請しなければならない。

2 前項の規定に係わらず、システムの利用が困難な場合は、貸出しを希望する日から14日前までにフードドライブ物品貸出申請書（様式第1号）を資源循環局3R推進課長（以下「3R推進課長」という。）に提出しなければならない。

### (貸出しの決定等)

第8条 3R推進課長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、申請団体等へ承認又は不承認を決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

### (貸出方法)

第9条 貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、本市が指定する場所において、物品の貸出しを受けるものとする。

(返却方法)

第 10 条 使用者は、フードドライブの終了後、本市が定めた期日までに本市が指定する場所に物品を返却するものとする。

(遵守事項)

第 11 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変え、または改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 表示板のデータについては、必要入力事項以外は改変しないこと。  
また、当該申請の目的以外に使用しないこと。
- (6) 回収した食品はフードバンク団体等へ寄贈すること。

(貸出しの取消)

第 12 条 3 R 推進課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、物品を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第 13 条 使用者は、物品が破損又は紛失したときは、直ちに 3 R 推進課長に報告するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による破損等と 3 R 推進課長が認める場合については、この限りではない。

(横浜市の免責)

第 14 条 横浜市は、フードドライブ実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、物品の貸出しに関して必要な事項は、3 R 推進課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

# フードドライブ物品 貸出申請書

年 月 日

資源循環局 3 R 推進課長 宛

企業・団体名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_





担当者名： \_\_\_\_\_

所在地・住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

## 【貸出希望物品】

<p><b>食品回収ボックス</b> (折り畳み式) 幅 53cm×奥行 36cm× 高さ 28cm</p> 	<p><b>のぼり旗 (ポール無)</b> 縦 180cm×横 45cm</p> 	<p><b>のぼり旗 (卓上型)</b> 縦 37.5cm×横 12.3cm</p> 	<p><b>表示板データ</b></p>  <p>(イメージ) A3 サイズ</p>
台 (最大 3 台)	枚 (最大 3 枚)	個 (最大 3 個)	要・不要

貸出希望日： 月 日 返却予定日： 月 日

貸出・返却希望場所： \_\_\_\_\_

## 【フードドライブ実施情報】

期間： 月 日 ~ 月 日 時間： 時 分 ~ 時 分

場所： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

本市からの告知： 希望する ・ 希望しない

横浜市のホームページや資源循環局が運営するツイッター、フェイスブックで告知します。

遵 守 事 項	<p>次の事項を遵守してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。</li><li>(2) 物品を破損又は紛失しないよう注意すること。</li><li>(3) 物品の形状を変え、または改造しないこと。</li><li>(4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。</li><li>(5) 表示板のデータについては、必要入力事項以外は改変しないこと。 また、当該申請の目的以外に使用しないこと。</li><li>(6) 回収した食品はフードバンク団体等へ寄贈すること。</li></ol>
---------	--

【連絡先】

横浜市資源循環局 3 R 推進課

TEL : 0 4 5 - 6 7 1 - 3 5 9 3

FAX : 0 4 5 - 5 5 0 - 3 5 1 0

E-Mail : [sj-3rsuishin@city.yokohama.jp](mailto:sj-3rsuishin@city.yokohama.jp)

## 横浜市フードドライブ物品貸出決定通知書

\_\_\_\_\_  
様

横浜市資源循環局 3 R 推進課長

年 月 日付で申請がありました、フードドライブ実施の物品の貸出しについて、  
{ 次の条件を付して承認することを } 決定します。  
{ 以下の理由により、不承認とすることを }

貸出期間	年 月 日 から 年 月 日まで
貸出物品	食品回収ボックス 台 のぼり旗（ポール無） 枚 のぼり旗（卓上型） 個
遵守事項	以下の事項を遵守してください。 (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。 (2) 物品を破損又は紛失しないよう注意すること。 (3) 物品の形状を変え、または改造しないこと。 (4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。 (5) 表示板のデータについては、必要入力事項以外は改変しないこと。 また、当該申請の目的以外に使用しないこと。 (6) 回収した食品はフードバンク団体等へ寄贈すること。
備考 (不承認理由)	

## 【連絡先】

横浜市資源循環局 3 R 推進課

TEL : 0 4 5 - 6 7 1 - 3 5 9 3

FAX : 0 4 5 - 5 5 0 - 3 5 1 0

E-Mail : sj-3rsuishin@city.yokohama.jp